

議案第 2 号

新恵庭市史(仮称)編さん業務委託プロポーザル方式 募 集 要 項 (案)

1. 目 的

この要項は、「恵庭市史」(昭和 5 4 年発刊)以降における本市の目覚しい発展の歴史を整理・記述すると共に、既刊市史発刊後の遺跡発掘の成果及び市内外の諸研究や刊行物を参考にし、各分野における最新の成果を盛り込み、平成 3 2 年の発刊を目指し編さんするものであり、発刊直近年までの資料収集・調査・整理分析、原稿執筆、監修、編集校正、印刷製本、納品業務について、プロポーザル方式により最も適格と判断される受託者を選定することを目的とする。

2. 業務の概要

業務名	「新恵庭市史」編さん業務委託
業務内容	別紙、仕様書のとおり
委託期間 (業務実施期間)	契約締結日から平成 3 2 年 9 月 3 0 日
納入場所	別紙、仕様書のとおり
契約方法	指名型プロポーザル方式による随意契約
委託料の上限額	4 7, 8 5 4 千円 (消費税及び地方消費税を含む)

3. 委託事業者の選定方法

- (1). 委託事業者は、あらかじめ指名選考した事業者へプロポーザルへの参加要請を行い、参加意思表明書を提出した者の中から選定する。
- (2). 委託事業者は、「新恵庭市史編さん業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の選定に基づき市長が決定する。
- (3). 選定委員会は、提案書等内容について企画提案者によるプレゼンテーション、ヒアリングを行い、あらかじめ定めた評価基準に基づき審査を行って最も評価点の高い者を選定し市長に報告するものとする。
- (4). プロポーザル参加意思表明者が 1 者のみの場合でも、プレゼンテーション、ヒアリングは実施する。ただし選定委員会で審査した結果、その評価点が 5 0 点に達しない場合は選定しないものとする。
- (5). 選定結果は、すべての事業者に通知する。

4. 選定委員会の構成

- (1). 選定委員会は市史編さん委員他で構成する。
- (2). 選定委員の氏名は公表しない。また、議事録も非公開とする。

5. 企画提案に関する質問受付及び回答

(1). 質問の方法等

質問は電子メールに限るものとし、訪問や電話等での質問は受け付けない。なお、質問は参加意明書、企画提案書等提出書の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受付けるものとする。

(2). 質問の提出先

恵庭市企画振興部企画・広報課 市史編さん担当者 宛

メールアドレス： kikakukouhou@city.eniwa.hokkaido.jp

(3). 質問書への記載事項

会社名、担当者名、電話番号、メールアドレス、質問内容

(4). 受付期限

平成26年6月2日（月） 17時まで

(5). 回答方法

質問受付期間終了後、平成26年6月4日までに、質問・回答一覧書を、すべての参加要請事業者へ電子メールで送付する。

6. 参加表明書の提出

(1). 提出期限

平成26年6月10日（火） 17時（必着）

(2). 提出場所

恵庭市企画振興部企画・広報課 ※詳細は「13. 事務局」を参照のこと。

(3). 提出方法

別紙、様式1にて持参又は郵送のこと。

※持参の場合は8時45分～17時（土日を除く）

7. 提案書類及び参考見積書の提出

(1). 提出期限

平成26年6月17日（火） 17時（必着）

(2). 提出部数

7部

(3). 提出書類の様式

- | | |
|-----------------|------|
| ① 企画提案書等提出書 | 表紙 |
| ② 企画提案書 | 様式 1 |
| ・ 編さんの基本方針の実現方法 | |
| ・ 構成・目次 | |
| ・ 資料の収集・調査 | |
| ・ 整理・分析 | |
| ・ 原稿執筆 | |
| ・ 監修 | |
| ・ 編集構成 | |
| ・ 印刷製本 | |
| ・ 工程予定表 | |
| ③ 業務実施方針・体制 | 様式 2 |
| ④ 類似業務実績調書 | 様式 3 |
| ⑤ 参考見積書 | 様式自由 |

(4). 提出場所

恵庭市企画振興部企画・広報課 ※詳細は「13. 事務局」を参照。

(5). 提出方法

持参又は郵送 ※持参の場合は8時45分～17時（土日を除く）

(6). 提案書の作成要項

- ① 「企画提案書等提出書」様式は別添のとおりであるが、様式1の「企画提案書」は様式と同一の内容を具備していれば可とする。ただし提出書類はA4縦長又はA4横長で統一し左ホチキス綴りとする。
- ② 企画提案書類は、本応募要項及び別紙仕様書に従い記載のこと。
- ③ 様式1（MS. Word）の企画提案書は全て横書きとするが、一部デザイン等の場合は縦書きも可とする。また、文字サイズは10.5ポイント以上、段落は1以上とする。ページ数は4ページを超えない範囲とする。
- ④ 見本等は、必要最低限の添付を認める。
- ⑤ 添付する工程表の様式は自由とするが、各年度における作業工程種別毎に業務の進捗計画を記載する。

(7). 参考見積書の作成要項

- ① 書式は特に定めない。
- ② 工程表に記載した各年度の予定業務毎に見積額を記載すると共に、7年間の

合計金額を記載すること。ただし、各年度の見積額は、「12. 契約に関する事項」に記載のとおり、各年度の契約上限金額以内であることに留意すること。

③金額は消費税及び地方消費税を除いた金額を記載のこと。

(8). 留意事項

- ① 提案書作成に要した一切の経費は提案者の負担とする。
- ② 提案書に含まれる特許権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものの使用の結果、生じた責任は提案者が負うものとする。
- ③ 提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- ④ 提案者は、一つの提案しか行うことができない。
- ⑤ 提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし選考委員会から指示があった場合はこの限りでない。
- ⑥ 提出書類一式は、審査結果に関らず返却しない。
- ⑦ 提案者に対して、市の意向を提案する場合がある。
- ⑧ 本要項に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。

8. 選定委員会の実施

(1). 開催日時・会場

- ①第1回目 平成26年5月22日（木）17時・恵庭市役所202会議室
- ②第2回目 平成26年6月25日（予定）※時間・会場は別途通知する。

(2). プレゼンテーション説明者

- ① 提案者1者につき、3名までとする。
- ② 業務責任者となる予定者は原則、出席すること。

(3). 留意事項

- ① プレゼンテーションは、提出した提案書に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン、プロジェクターを用いた説明は許可する。
- ② 選定委員会は非公開であり、選定経緯及び理由に関する問い合わせには一切応じないものとする。
- ③ 提案者1者あたりの持ち時間は別途通知する。

9. 評価基準

(1). 評価は下記の基準項目・配点に基づき実施し、各選定委員の評価点の合計点で最も評価の高い者を選定する。ただし、評価点の合計が同点の企画提案者が複数ある場合は、選定委員会委員の多数決で選定する。

- | | |
|---|-----|
| ① 企画提案（企画・構成・執筆・編集・校正・印刷製本） | 60点 |
| ② 過去における類似業務の実績（発注市町村名、年度、
業務名、受注金額、業務の概要） | 10点 |
| ③ 業務の推進体制・進行管理体制 | 20点 |
| ④ 見積額の妥当性 | 10点 |

10. スケジュール

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| (1). 指名通知・要項等の配布 | 平成26年5月27日 |
| (2). 実施要項等に関する質問の受付・回答・公表 | 平成26年5月27日
～平成26年6月4日 |
| (3). 参加申込締切り | 平成26年6月10日 |
| (4). 企画提案書等提出書の提出締切り | 平成26年6月17日 |
| (5). プレゼンテーション・審査 | 平成26年6月25日予定 |
| (6). 選定通知（審査結果通知） | 平成26年6月下旬予定 |
| (7). 入札及び受託者の決定 | 平成26年7月上旬予定 |
| (7). 契約締結 | 平成26年7月上旬予定 |

11. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1). 提出書類に虚偽記載があった場合
- (2). 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (3). プレゼンテーションに応じなかった場合
- (4). 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにも関わらず、期限内に提出されなかった場合
- (5). 選定通知日から契約締結日までに本市の入札参加資格停止の措置を受けた場合

12. 契約に関する事項

- (1). 契約期間は、平成26年度から平成32年度までの7年間を予定し、委託料総額は47,854千円（消費税を含む）を上限額とする。
- (2). 各年度における契約金額の支払いは、下表に示す金額（消費税を含む）を上限

とし、各年1回払いを予定する。ただし選定通知後、選定事業者から提出された入札における各年度の見積額のうち、平成27年度から平成32年度における見積額については、その年度の業務量及び積算額に妥当性があると認められ、かつ見積総額が委託料総額を超えない場合は、その限りでない。

年 度	金 額
平成26年度	864,000円
平成27から平成31年度	6,670,000円
平成32年度	13,640,000円

13. 事務局

〒061-1498

恵庭市京町1番地

恵庭市 企画振興部 企画・広報課 市史編さん担当：高橋

TEL：0123-33-3131（内線2362）

FAX：0123-33-3102

E-MAIL： kikakukouhou@city.eniwa.hokkaido.jp